

インクルーシブ広場管理運営規程

(趣旨)

この規程は、あんなかスマイルパーク条例(令和2年条例第30号。以下「条例」という。)及びあんなかスマイルパーク条例施行規則(令和2年規則第33号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、あんなかスマイルパークにおけるインクルーシブ広場の管理運営について必要事項を定めるものとする。

(遊具の設置等)

- ・インクルーシブ遊具の設置箇所を「インクルーシブ広場」と呼ぶ。

(管理体制)

- ・職員が必要に応じて巡回を行うなど、遊具利用者が安全に利用することができるように努めるものとする。また、長期休暇中は、休館日であっても原則として遊具等を開放すること。その際も同様に安全確保に努めるものとする。
- ・事故・怪我があった場合や遊具等に損傷や異常が見られた場合には、使用を中止し、速やかに市へ報告する。

(管理業務)

- 利用者数集計
- 清掃業務、除草業務、防火管理、点検の実施

「別表共通①公園チェックリスト」に則る。

- ・公園利用者が快適に利用できるよう、園内を清潔に保つ。
- ・目視による火気の点検

(安全管理)

- ・高温注意情報が発表された場合、利用者へ熱中症等の注意喚起を行う。
- ・風水害により土砂崩れ等の災害が発生または発生が予想される場合、避難誘導等の安全確保に努める。
- ・雷注意報が発表された時は、利用者に落雷や雹等への注意喚起を行う他、状況に応じて屋根付施設への退避等の安全確保を行う。
- ・光化学スモッグ注意報が発令された時は、利用者に注意喚起する。
- ・事故や災害が発生した場合は、状況を把握し、関係機関への速やかな報告と初期対応を行う。
- ・公園内での事故防止・迷惑行為等防止のため、使用状況を常に把握し、必要に応じて利用者に注意・指導を行う。
- ・傷病人に備え、救急薬品などの救急セット等を常に常備しておく。
- ・災害・事故等に備えた訓練を年に一度以上実施する。子どもへの応急処置を学ぶ。

- ・救急救命講習を受講し、緊急時に迅速に対応できるようにする。
- ・利用者が負傷した場合の対応として保険に加入すること。

(遊具設置後の検査)

広場の安全性検査および機能の保全のため、インクルーシブ遊具の目視と動作確認による点検を次のとおり実施する。

点検の種類	目的と内容	頻度
日常点検	施設を目視および触手することにより、異常の有無（表面を目で確認し、清潔であること、砂場の砂の状態、刺さるような鋭利なものがないか、可動部分のネジは緩んでいないか、異常なところはないかなど）を確認する。また、異常を発見した場合は管理者と相談し、早期に対応する。	毎日実施
定期的な管理	砂場定期衛生メンテナンスを業者委託等により実施すること。	半年に1回を標準とする

(報告)

- ・日ごとに、別表共通①公園チェックリストを提出すること。

(修繕等)

- ・インクルーシブ遊具に修繕が必要となった場合は、その程度が軽微なものであれば指定管理者において指定管理業務として対応すること。
- ・軽微でない修繕については安中市に協議すること。

(その他)

- ・遊具写真については、安中市ホームページを参照すること。
- ・この規程に定めのない事項については、別途協議の上決定する。